



# (全国一律)低所得の子育て世帯を 支援するため給付金を支給します

給付金を装った 詐欺に ご注意ください

申 問 子ども育成課医療・手当係 ☎72-2111

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中 で、低所得の子育て世帯に対し、子育て負担の増加や 支出の増加の影響を勘案し、「子育て世帯生活支援特 別給付金|を支給します。(国制度)

申請方法 個人によって、申請方法・必要書類が違う 場合や、申請が不要な場合があります。詳しくは、市 ホームページをご覧ください。

申請締切 令和5年3月15日(水)必着

### 1. ひとり親世帯



対象 次の(1)~(3)の

いずれかに該当する人

- ①令和4年4月分の児童扶養手当が 支給される人
- ②公的年金(遺族年金、障害年金、老 齢年金、労災年金、遺族補償など) を受給しており、令和4年4月分 の児童扶養手当の支給が全額停止 される人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響 を受けて家計が急変するなど、収 入が児童扶養手当を受給している 方と同じ水準となっている人

支給額 児童1人当たり5万円

### 2. ひとり親世帯以外の子育て世帯



### 対象

### 令和4年度住民税(均等割)非課税者

次の①~⑤のいずれかに該当する人

- ①令和4年4月分の児童手当受給者
- ②令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者
- ③令和4年度中に16歳から18歳を迎える児童の他に中学生以下の児童 を養育している人
- ④令和4年度中に16歳から18歳を迎える児童のみを養育している人 ⑤令和5年2月末までに生まれた新生児を養育している人

### 令和4年1月1日以降の家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計 が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事 情にあると認められる人で、次の⑥~⑨のいずれかに該当する人

- ⑥令和4年4月分の児童手当受給者
- ⑦令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者
- ⑧令和4年度中に16歳から18歳を迎える児童以下を養育している人
- ⑨令和5年2月末までに生まれた新生児を養育している人

対象児童 平成16年4月2日~令和5年2月28日生まれの児童 ※特別児童扶養手当支給対象となる障がいのある児童は 平成14年4月2日~令和5年2月28日生まれの児童

支給額 児童1人あたり5万円



# 「おごおりリーガルエイドプログラム協定」を 締結しました



問 福祉課生活福祉係 ☎72-2111

5月25日、市は生活保護受給者などの法律相談を支援するため、 福岡県弁護士会、法テラス福岡と「おごおりリーガルエイドプログ ラム協定 | を締結しました。協定締結により、生活保護受給者など が抱える借金や離婚・相続などの法律上の問題に関して、弁護士が 毎月市役所で無料法律相談を実施します。







### あすてらすの利用方法が変わりました



問 健康課総務係 ☎72-6666



感染症の影響を踏まえ、あすてらすの利用方法を制限していましたが、福岡コロナ警報解除を受け、利用制限を 緩和します。

#### 貸館

食事を伴う場合の人数制限を撤廃します。 ※食事の際は、会話を控えてください

### プール・トレーニング室

予約なしで利用できます。

### プレイルーム、交流サロン

利用の際、総合受付への声掛けは不要になります。

### 満天の湯

- 予約なしで利用できます ※家族風呂は引き続き予約制
- 娯楽室の利用を再開します

新型コロナウイルスワクチンの集団接種のため、以下の日は満天の 湯を休業とします(全て日曜)

7月24日・31日、8月7日・21日・28日、9月4日・11日・18日

※感染防止対策のための一部制限は継続します。ご理解のほどよろしくお願いします ※詳しい利用方法は、市ホームページをご覧ください



## 生ごみ処理機の購入費を補助します



申問 生活環境課リサイクル推進係(南別館1階) ☎72-2111

家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入に対し、補助をしています。補助を希 望する人は、購入前に予約が必要です。

#### 象校

- コンポスト容器(1世帯2個まで) 補助金額 購入金額の半額 (1個2千円を上限)
- EMボカシ容器 (1世帯 2 個まで) 補助金額 購入金額の半額 (1個1千円を上限)
- ●電気式生ごみ処理機(1世帯1台まで) 補助金額 購入金額の半額 (1台2万4千円を上限)

### 手続の流れ

- ①生活環境課へ窓口または電話で予約
- ②予約後1か月以内に購入し、販売店で購入領収書をもらう
- ③領収書、保証書(電気式のみ)、印鑑、振込口座が分かるもの、 住所が分かるものを生活環境課へ持参
- ④交付決定通知後、補助金を指定の口座へ振込み

### 注意

- 令和4年4月以降に購入したものに限ります
- 中古品は補助対象外です
- 購入の店舗、機種(メーカー)の指定はありません
- 一度補助を受けると、以後4年度の間は同じ種類の生ごみ処理 機の申請はできません
- 予算の範囲内での実施のため、なくなり次第終了となります



### 生ごみ処理機を使用すると

- ごみの量や重さが減るため、ごみ袋の節約になり、ごみ出しが楽になります
- 生ごみを堆肥化して、家庭菜園などに有効活用できます
- ごみ減量とリサイクルを直接感じることができます





## 国民健康保険税の納税通知書を 7月中旬に送付します



問 国保年金課国保係 ☎72-2111

令和4年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に送付します。国保税は、加入者の皆さんが病気 やけがをした時の医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

#### 国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。したがって、世帯主自身がほかの健康保険に加入し ていても、納税義務者は世帯主となり、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

※国保税の軽減措置を受けるためには、世帯主と被保険者の所得を申告する必要があります。前年中に収入がなく ても申告をお願いします

### 令和4年度の変更点

- 賦課限度額が引き上げられます。 医療分63万円→65万円 後期高齢者支援分19万円→20万円
- 子どもの均等割が5割減額となります。詳しくは、 納税通知書をご確認ください。

### 国保税の納付が難しい人へ

新型コロナウイルス感染症の影響などで納付が難し い人は、納税の猶予や税の減免を受けられる場合があ ります。まずはご相談ください。



# 国民健康保険「限度額適用認定証」の 更新には申請が必要です



申問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

国民健康保険の限度額適用認定証の有効期限は、7月31日(日)です。引き続き認定証が必要な人は、必ず更新 手続をしてください。自動更新ではないのでご注意ください。

対象 小郡市国民健康保険に加入しており、次のいず れかに該当する人

- ①70歳未満の人
- ②70歳以上75歳未満の市県民税非課税世帯(国保世 帯の世帯主と加入者全員が住民税非課税)の人
- ③70歳以上75歳未満の現役並み所得者で、課税所得 が145万円以上690万円未満の人
- ※上記以外の人は、7月中に郵送する「国民健康保険 被保険者証兼高齢受給者証」が認定証を兼ねている ため、申請不要です
- ※国保税の滞納がある世帯は、認定証の交付が受けら れない場合があります

有効期限 申請月の初日~令和5年7月31日

※市県民税非課税世帯の長期入院該当の適用日は、申 請月の翌月1日となります

申請方法 持参物を持って、窓口での手続き 持参物

- 現在持っている認定証
- 健康保険証
- 入院の事実を証明するもの(領収証など)
- ※市県民税非課税世帯で長期入院(過去1年間に91日 以上) した人のみ
- マイナンバーがわかる書類(世帯主と対象者分)

**申請締切** 8月31日(水)





### 後期高齢者医療のお知らせ



問 国保年金課医療年金係 ☎72-2111

### 後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

令和4年度の保険料は、前年中の所得と世帯の課税状況に基づき決定します。 詳しくは、7月中旬に送付する通知書をご覧ください。



### 新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在の被保険者証(紫色)の有効期限は、7月31日です。 令和4年度は、被保険者証を年2回、特定記録で送付し ます。

### 【1回目(水色)】

発送は7月中旬です。 (有効期間) 令和4年8月1日~ 9月30日



### 【2回目(桃色)】

発送は9月中旬です。 (有効期間) 令和4年10月1日~ 令和5年7月31日



### 後期高齢者医療の限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証も 8月更新です

現在の認定証の有効期限は、7月31日で す。既に認定証を持っている人で、引き続き 認定証の対象となる場合は、8月1日から使 用できる認定証を7月下旬に送付します。

認定証を持っていない人で、新たに交付を 希望する場合は、申請が必要です。次のもの を持参し、手続きしてください。

持参物 被保険者証、入院日数が確認できる 領収書(区分Ⅱで90日を超える入院のとき)

- ※対象は、区分Ⅰ、区分Ⅱ、現役並みⅠ、現 役並みⅡの人です
- ※区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定 証は、令和4年度から保険証とは別便で送 付します

### 医療費の窓口負担割合が変わります

後期高齢者医療では、10月から医療費の窓口負担割合の見直しがあります。

### 9月30日まで

### 負担区分と要件 医療費負担割合 現役並み 3割 住民税課税所得145万円以上 一般 1割 住民税課税所得145万円未満



10月1日から

負担区分と要件	医療費負担割合
<b>現役並み</b> 住民税課税所得145万円以上	3割
<b>一般 I</b> (※) 住民税課税所得28万円以上	2割
一般 I 住民税課税所得28万円未満	1割

- ※同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいて、下記のいずれかに該当する場合は2割負担です
  - ①単身世帯で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上
  - ②複数世帯で被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上